

岡山実験動物研究会会則（案）

第1条 本会は岡山実験動物研究会と称する。

第2条 本会は主として岡山県内において実験動物・動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

第3条 本会は実験動物・動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら領域の進展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 講演会
2. 研究発表会
3. 広報の発行
4. その他必要と認められる事業

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。

1. 正会員は本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または団体とする。

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
常務理事	若干名
理 事	10名以内
監 事	2名
評 議 員	若干名

1. 会長ならびに常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選

出された者とする。監事は理事会が選出する。

2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ常務理事会及び理事会を招集する。会長に事故あるときは、常務理事及び理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 理事は本会の会務を審議し、議決する。
5. 監事は本会の会計を監査する。
6. 評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。評議員は会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

第7条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

第8条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつてこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

第9条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認をうけることとする。

第10条 本会の事務局は当分の間、岡山大学歯学部口腔解剖第1講座内に置く。

本会則は昭和58年4月30日から施行する。

-----切---り---と---り---線-----

入 会 申 込 書

私は本会の目的に賛同し、正会員
賛助会員 として入会いたします。

岡山実験動物研究会会長殿

昭和 年 月 日
個人名又は団体名

⑨